

宮古島市社会福祉協議会役員、
評議員報酬並びに費用弁償規程

社会福祉法人
宮古島市社会福祉協議会

宮古島市社会福祉協議会役員、評議員報酬並びに費用弁償規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人宮古島市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第6条、定款第18条に基づく、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第18条による者をいう。
- (2) 評議員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項に定める報酬をいう。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等の経費をいう。また、費用と報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 本会は、役員に職務執行の対価として別表1に基づき報酬を支給することができる。

(報酬の額の決定)

第4条 本会の全理事の報酬総額は、年間600,000円以内とする。

2 本会の全監事の報酬総額は、年間30,000円以内とする。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第5条 役員が理事会に出席したときは、別表2により1日分の費用弁償を支払うことができる。ただし、国又は地方公共団体の職と兼職する理事には、支給しない。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表2により1日分の費用弁償を支払うことができる。ただし、国又は地方公共団体の職と兼職する評議員には、支給しない。

(監事の報酬等)

第6条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表2により1日分の費用弁償を支払うことができる。ただし、国又は地方公共団体の職と兼職する監事には、支給しない。

2 監事が理事会及び評議員会出席以外の日において、本会の指導監査への立合及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表3により報酬及び費用弁償を支払うことができる。ただし、国又は地方公共団体の職と兼職する監事には、支給しない。

(費用の支給)

第7条 本会は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

3 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、本会旅費規程による。

(報酬及び費用の支給日)

第8条 役員の報酬は、毎月21日（その日が金融機関の休日となる場合は、直近の前営業日）に支給する。

2 役員、監事及び評議員の報酬並びに費用弁償は、業務にあたった都度遅滞なく支払うものとする。

(報酬及び費用弁償の支給方法)

第9条 報酬及び費用弁償は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意があるときは、本人の指定する本人名義の金融機関口座へ振込む方法によることができるものとする。

2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第10条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第11条 この規程を改廃するときは理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は令和3年4月1日から施行する。

別表1（第4条関係）

役職	報酬月額 (一人当たり)	年度総額 (一人当たり)	年間総額 (合計)
会長	40,000円	480,000円	600,000円
副会長	10,000円	120,000円	

別表2（出席費用）第5条、第6条第1項関係

種別	区分	費用弁償
理事会出席時費用	会長	3,000円
	副会長	3,000円
	その他の理事	3,000円
	監事	3,000円
評議員会出席費用	評議員	3,000円
	会長	3,000円
	副会長	3,000円
	その他の理事	3,000円
	監事	3,000円

別表3（監事の報酬）第6条第2項関係

種別	報酬 (一日当たり)	年間総額 (合計)
本会の指導監査への立会及び運営状況の指導または監査の業務	5,000円	30,000円